

2002年1月10日
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

死者の介護に関する情報の取扱いについて（答申）

2001年（平成13年）11月7日付けで諮問された、死者の介護に関する情報の取扱いについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

死者の介護に関する情報の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 情報の範囲について、介護保険の認定等に限定せず、市が保有する全ての介護情報を対象範囲とする。
- (2) 請求者の範囲について、配偶者、二親等以内の者又は要介護者等の介護等をしてきた者とし、要介護者等と介護等をしてきた者との関係が明らかでない場合は、審議会に意見を聴くこととする。

2 審議会の意見

介護認定の関係書類に対する開示請求について、要領を定めて運用している点については、生存者及び死者の介護に関する情報の取扱いに整合性を持たせるため、見直しを検討すべきである。

以上